

国海船第38号
平成16年12月20日

(社)日本船舶品質管理協会会長 殿

国土交通省海事局長

工業標準の制定及び改正について

標記について、別紙のとおり平成16年12月20日付で日本工業規格が制定及び改正されたので通知します。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第14条の規定に基づき、平成16年12月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、同法第16条の規定に基づき公示する。

記

1. 制定された日本工業規格

船舶システムの安全設計評価に関する指針	F0076
船橋当直者警報及び転送システム	F0419
舟艇 - 開口要件 - 窓、ポートライト、ハッチ、デッドライト及びドア - 強度と水密性に関する要求基準	F1040
舟艇 - 最大搭載量	F1041
膨脹式ポート - 第1部:最大出力4.5kW以下のポート	F1051-1
膨脹式ポート - 第2部:最大出力4.5kW以上15kW以下のポート	F1051-2
膨脹式ポート - 第3部:最大出力15kW以上のポート	F1051-3
船用アルミニウム合金押出対称形材	F2009
航海情報記録装置の装備に関する指針	F9005

2. 改正された日本工業規格

船内可聴信号器及び表示灯適用基準	F0413
船舶配管系統図記号	F7006
船用5K弁付筒型ガラス液面計	F7211
船用自動閉鎖弁付筒型ガラス液面計	F7212
船用電気機器 - 外被の保護等級及び検査通則	F8007
船用防水型プラグ及びソケットアウトレットボックス	F8838
船用総合情報システム設計通則	F9001
船舶及び海洋技術 - 船用音響測深装置	F9401
船舶及び海洋技術 - 船用ジャイロコンパス	F9602

11
12